

○特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する告示案新旧対照条文

平成十三年国土交通省告示第千二十四号

注 赤字部分は公布と同時に施行、青地部分は公布から1ヶ月後に施行予定

改正案	現行
<p>特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める</p> <p>(略)</p> <p>第一 特殊な許容応力度</p> <p>一 木材のめりこみ及び木材の圧縮材（以下この号において単に「圧縮材」という。）の座屈の許容応力度は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 木材のめりこみの許容応力度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条第一号から第三号までの規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は当該数値に<u>十一分の十五</u>を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は当該数値としなければならない。（以下、略）</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材（以下この号において単に「圧縮材」という。）の座屈の許容応力度は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 集成材等の繊維方向の許容応力度は、次の表の数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に</p>	<p>特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める</p> <p>(略)</p> <p>第一 特殊な許容応力度</p> <p>一 木材のめりこみ及び木材の圧縮材（以下この号において単に「圧縮材」という。）の座屈の許容応力度は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 木材のめりこみの許容応力度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条第一号から第三号までの規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は当該数値に<u>一・三</u>を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は当該数値に<u>〇・八を乗じて得た数値</u>としなければならない。（以下、略）</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材（以下この号において単に「圧縮材」という。）の座屈の許容応力度は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 集成材等の繊維方向の許容応力度は、次の表の数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に</p>

使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値)によらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までの規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に十一分の十五を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値としなければならない。(以下、略)

ロ (略)

第二 特殊な材料強度 (略)

第三 基準強度

一 (略)

二 第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度、 F_c' 、 F_t' 、 F_b 及び F_s 並びに同号ロ(3)に規定する集成材等のめり(1)みに対する基準強度は、それぞれ次に掲げるものとする。

イ 第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度は、圧縮、引張り及び曲げの基準強度については**集成材の日本農林規格**

(平成十九年農林水産省告示第五十二号。以下「集成材規格」

という。)第五条に規定する**構造用集成材の規格**に適合する対称

異等級構成集成材、**特定対称異等級構成集成材**、非対称異等級構成集成材、同一等級構成集成材**及び**化粧ばり構造用集成柱(集成材規格**第六条**に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格に適合するものに限る。)

並びに構造用単板積層材の日本農林規格(昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号。以下「構造用単板積層材規格」という。)

に適合する構造用単板積層材の区分に応じて次の表一から表六までに掲げる数値と、せん断の基準強度につい

使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値)によらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までの規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に一・三を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。(以下、略)

ロ (略)

第二 特殊な材料強度 (略)

第三 基準強度

一 (略)

二 第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度、 F_c' 、 F_t' 、 F_b 及び F_s 並びに同号ロ(3)に規定する集成材等のめり(1)みに対する基準強度は、それぞれ次に掲げるものとする。

イ 第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度は、圧縮、引張り及び曲げの基準強度については**構造用集成材の日本農林規格**

(平成八年農林水産省告示第百十一号。以下「構造用集成材規格」という。)

に適合する対称異等級構成集成材、非対称異等級構成集成材**及び**同一等級構成集成材(構造用集成材規格**第三条**に規定する**集成材規格**に適合するものに限る。)

、集成材の日本農林規格(昭和四十九年農林水産省告示第六百一号。以下「集成材規格」という。)

に適合する化粧ばり構造用集成柱(集成材規格**第五条**に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格に適合するものに限る。)

並びに構造用単板積層材の日本農林規格(昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号。以下「構造用単板積層材

ては次の表七及び表八に掲げる数値とする。

強度等級	基準強度(単位 ニュートン) 一平方ミリメートルにつき	
	F_c	F_t
	F_b	積層方向 (それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長(単位 センチメートル)が対応する 集成材規格 の 第五条表 の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じ
		幅方向

規格」という。)に適合する構造用単板積層材の区分に応じて次の表一から表五までに掲げる数値と、せん断の基準強度については次の表六及び表七に掲げる数値とする。

強度等級	基準強度(単位 ニュートン) 一平方ミリメートルにつき	
	F_c	F_t
	F_b (それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長(単位 センチメートル)が対応する 構造用集成材規格 の 別記3(ウ) 表三の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。)	

<p style="text-align: center;">強度等級</p> <p style="text-align: center;">表二 特定対象異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度</p> <p style="text-align: center;">基準強度(単位 ニュートン) 一平方ミリメートルにつき</p>	F_c	F_t	F_b	積層方向 (それぞれ の数値に、 集成 材の厚さ 方向の辺	幅方向	E一七〇―F四九五	三七・八	三三・〇	四九・五	三五・四	たものと する。
						E一五〇―F四三五	三三・〇	二八・八	四三・五	三〇・六	
						E一三五―F三七五	二九・四	二五・八	三七・五	三七・六	
						E一二〇―F三三〇	二五・二	二二・二	三三・〇	二四・〇	
						E一〇五―F三〇〇	二二・八	一九・八	三〇・〇	二一・六	
						E九五―F二七〇	二一・六	一八・六	二七・〇	二〇・四	
						E八五―F二五五	一九・二	一六・八	二五・五	一八・〇	
						E七五―F二四〇	一七・四	一五・〇	二四・〇	一五・六	
						E六五―F二二五	一六・八	一四・四	二二・五	一五・〇	
						E六五―F二二〇	一五・〇	一三・二	二二・〇	一二・六	
						E五五―F二〇〇	一三・二	一一・四	二〇・〇	一〇・二	

<p style="text-align: center;">強度等級</p> <p style="text-align: center;">表二 特定対象異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度</p> <p style="text-align: center;">基準強度(単位 ニュートン) 一平方ミリメートルにつき</p>	F_c	F_t	F_b	積層方向 (それぞれ の数値に、 集成 材の厚さ 方向の辺	幅方向	E一七〇―F四九五	三七・八	三三・〇	四八・六
						E一五〇―F四三五	三三・〇	二八・八	四三・二
						E一三五―F三七五	二九・四	二五・八	三七・二
						E一二〇―F三三〇	二五・二	二二・二	三二・四
						E一〇五―F三〇〇	二二・八	一九・八	二九・四
						E九五―F二七〇	二一・六	一八・六	二七・〇
						E八五―F二五五	一九・二	一六・八	二五・二
						E七五―F二四〇	一七・四	一五・〇	二四・〇
						E六五―F二二五	一六・八	一四・四	二三・二

この表において、強度等級は、**構造用集成材規格の別記㉔㉕㉖**に規定する強度等級を表すものとする。以下表二及び表三において同じ。

強度等級	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)		積層方向	幅方向
	F_c	F_t		
ME二〇〇―F三三〇	一九・八	一七・四	長(単位 センチメ ートル)が 対応する 集材材規 格の第五 条表三の 左欄の区 分に応じ て、同表右 欄に掲げ る数値を 乗じたも のとす る。)	一二・六
ME一〇五―F三〇〇	一七・四	一五・六		一一・四
ME九五―F二七〇	一六・二	一四・四		一〇・八
ME八五―F二五五	一五・六	一三・八		一〇・二

強度等級	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)		F_b (それぞれの数値に、集材材の厚さ方向の辺長(単位 センチ
	F_c	F_t	
表二 非対称異等級構成集材材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度			

F二二五	E七〇― F二四〇	E八〇― F二五五	E九〇― F二八五	E一〇〇― F二八五	F三一五	E一〇― F三六〇	E一二五― F三六〇	F四二〇	E一四〇― F四二〇	F四八〇	E一六〇― F四八〇	
一六・八	一八・六	二〇・四	二二・二	二二・二	二四・六	二八・二	二八・二	三一・二	三一・二	三六・〇		
一四・四	一六・二	一八・〇	一九・二	一九・二	二一・〇	二四・六	二四・六	二七・六	二七・六	三一・二		
二二・五	二四・〇	二五・五	二八・五	二八・五	三一・五	三六・〇	三六・〇	四二・〇	四二・〇	四八・〇	集成材の厚さ方向の 辺長(単位 センチメ ートル)が対応する集 成材規格の第五条表 三の左欄の区分に応 じて、同表右欄に掲 げる数値を乗じたもの とする。	
一八・〇	一九・五	二一・〇	二二・五	二二・五	二四・〇	二五・五	二五・五	二八・五	二八・五	三四・五		
一三・八	一五・〇	一八・〇	一九・二	一九・二	二一・六	二四・〇	二四・〇	二七・〇	二七・〇	三一・八		

E七〇―F二二五	E八〇―F二四〇	E九〇―F二五五	E一〇〇―F二八五	E一〇〇―F二八五	E一二五―F三六〇	E一四〇―F四二〇	E一六〇―F四八〇		
一六・八	一八・六	二〇・四	二二・二	二二・二	二八・二	三一・二	三六・〇		
一四・四	一六・二	一八・〇	一九・二	一九・二	二四・六	二七・六	三一・二		
二二・二	二四・〇	二五・二	二八・二	二八・二	三一・二	四一・四	四七・四	メートル)が対応する 構造用集成材規格の 別記㉔㉕ ウ表三の左 欄の区分に応じて、同 表右欄に掲げる数値 を乗じたものとす	
一八・〇	一九・二	二一・〇	二二・二	二二・二	二四・〇	二五・二	三四・二		

E六〇― F二一〇	一五・六	一三・八	二一・〇	一六・五	一三・二
E六〇― F二〇五	一三・八	一二・〇	二〇・五	一六・〇	一〇・八
E五〇― F一七〇	一二・〇	一〇・二	一七・〇	一四・〇	八・四

この表において、正の曲げは、引張り側最外層用ひき板が接着されている側(以下「引張り側」という。)において引張りの力が生じる場合の曲げを、負の曲げは、引張り側において圧縮の力が生じる場合の曲げを、それぞれ表すものとする。

ひき 板の 積層 数	強度等級	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)		
		F_c	F_t	F_b (それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長(単位 センチメートル)が対応する 集材規格の第五条 表四の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。)

表四 同一等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

E六〇―F二一〇	一五・六	一三・八	二一・〇	一六・二
----------	------	------	------	------

この表において、正の曲げは、引張り側最外層用ひき板が接着されている側(以下「引張り側」という。)において引張りの力が生じる場合の曲げを、負の曲げは、引張り側において圧縮の力が生じる場合の曲げを、それぞれ表すものとする。

ひき 板の 積層 数	強度等級	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)		
		F_c	F_t	F_b (それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長(単位 センチメートル)が対応する 構造用集成材規格の別記3(6)ウ 表四の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。)

表三 同一等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

二枚	三枚										四枚以上												
E一七〇―F四五〇	E一九〇―F五一〇	E五五―F二〇〇	E六五―F二四〇	E七五―F二五五	E八五―F二七〇	E九五―F二八五	E一〇五―F三〇〇	E一二〇―F三三〇	E一三五―F三七五	E一五〇―F四三五	E一七〇―F四九五	E一九〇―F五五五	E五五―F二二五	E六五―F二五五	E七五―F二七〇	E八五―F三〇〇	E九五―F三一五	E一〇五―F三四五	E一二〇―F三七五	E一三五―F四〇五	E一五〇―F四六五	E一七〇―F五四〇	E一九〇―F六一五
四〇・五	四五・八	一六・九	一八・八	二〇・三	二二・一	二三・六	二五・五	二七・四	三〇・四	三五・六	四〇・五	四五・八	一八・六	二〇・六	二二・三	二四・三	二六・〇	二八・一	三〇・一	三三・四	三九・二	四四・六	五〇・三
三二・四	三六・六	一四・九	一六・五	一七・八	一九・五	二〇・八	二二・四	二四・一	二六・七	三一・四	三五・六	四〇・三	一六・二	一八・〇	一九・四	二一・二	二二・七	二四・五	二六・三	二九・二	三四・二	三八・九	四三・九
四五・〇	五一・〇	二〇・〇	二四・〇	二五・五	二七・〇	二八・五	三〇・〇	三三・〇	三七・五	四三・五	四九・五	五五・五	二二・六	二五・一	二七・一	二九・六	三一・六	三四・一	三六・六	四〇・六	四七・七	五四・二	六一・二

二枚	三枚										四枚以上												
E一七〇―F四五〇	E一九〇―F五一〇		E六五―F二四〇	E七五―F二五五	E八五―F二七〇	E九五―F二八五	E一〇五―F三〇〇	E一二〇―F三三〇	E一三五―F三七五	E一五〇―F四三五	E一七〇―F四九五	E一九〇―F五五五		E六五―F二五五	E七五―F二七〇	E八五―F三〇〇	E九五―F三一五	E一〇五―F三四五	E一二〇―F三七五	E一三五―F四〇五	E一五〇―F四六五	E一七〇―F五四〇	E一九〇―F六一五
四〇・二	四五・〇		一八・六	二〇・四	二二・二	二三・四	二五・二	二七・〇	三〇・〇	三五・四	四〇・二	四五・〇		二〇・四	二二・二	二四・〇	二五・八	二七・六	三〇・〇	三三・〇	三九・〇	四三・八	四九・八
三八・四	四三・二		一八・〇	一九・二	二一・〇	二二・八	二四・六	二五・八	二八・八	三三・六	三八・四	四三・二		一八・〇	一九・二	二一・〇	二二・八	二四・六	二五・八	二八・八	三三・六	三八・四	四三・二
四四・四	五〇・四		二四・〇	二五・二	二七・〇	二八・二	二九・四	三二・四	三七・二	四三・二	四八・六	五四・六		二五・二	二七・〇	二九・四	三一・二	三四・二	三七・二	四〇・二	四五・六	五三・四	六〇・六

する。)

E一五〇—F三九〇	三五・六	二八・五	三九・〇
E一三五—F三四五	三〇・四	二四・三	三四・五
E一二〇—F三〇〇	二七・四	二二・九	三〇・〇
E一〇五—F二八五	二五・五	二〇・四	二八・五
E九五—F二七〇	二三・六	一八・九	二七・〇
E八五—F二五五	二二・一	一七・七	二五・五
E七五—F二四〇	二〇・三	一六・二	二四・〇
E六五—F二二五	一八・八	一五・〇	二三・五
E五五—F一九〇	一六・九	一三・五	一九・〇

表五 化粧ばり構造用集成柱の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

樹種	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)		
	Fc	Ft	Fb
アピトン	三六・六	三二・四	四五・六
いたやかえで、かば、ぶな、みずなら、けやき、ダフリカからまつ、サザンパイン及びべいまつ	三一・八	二八・二	四〇・二
ひのき、ひば、からまつ、あかまつ、くろまつ及びべいひつ	二九・四	二五・八	三七・二
つが、たも、しおじ、にれ、アラスカイエローシダー、ラジアタパイン及びべいつが	二七・六	二四・〇	三四・二
もみ、とどまつ、えぞまつ、べいもみ、スプルース、ロッジポールパイン、べにまつ、ポンドローサパイ	二五・二	二二・二	三一・二

E一五〇—F三九〇	三五・四	三三・六	三八・四
E一三五—F三四五	三〇・〇	二八・八	三四・二
E一二〇—F三〇〇	二七・〇	二五・八	二九・四
E一〇五—F二八五	二五・二	二四・六	二八・二
E九五—F二七〇	二三・四	二二・八	二七・〇
E八五—F二五五	二二・二	二二・〇	二五・二
E七五—F二四〇	二〇・四	一九・二	二四・〇
E六五—F二二五	一八・六	一八・〇	二二・二

表四 化粧ばり構造用集成柱の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

樹種	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)		
	Fc	Ft	Fb
アピトン	三六・六	三二・四	四五・六
いたやかえで、かば、ぶな、みずなら、けやき、ダフリカからまつ、サザンパイン及びべいまつ	三一・八	二八・二	四〇・二
ひのき、ひば、からまつ、あかまつ、くろまつ及びべいひつ	二九・四	二五・八	三七・二
つが、たも、しおじ、にれ、アラスカイエローシダー、ラジアタパイン及びべいつが	二七・六	二四・〇	三四・二
もみ、とどまつ、えぞまつ、べいもみ、スプルース、ロッジポールパイン、べにまつ、ポンドローサパイ	二五・二	二二・二	三一・二

ン、おうしゅうあかまつ、ジャック パイン及びラワン			
すぎ、べいすぎ及びホワイトサイプ レスパイン	二四・〇	一一・〇	二九・四

表六 構造用単板積層材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

(略)

表七 集成材のせん断の基準強度

樹種	いたやかえで、かば、ぶな、みずなら、けやき 及びアピトン	たも、しおじ及びにれ	ひのき、ひば、からまつ、あかまつ、くろまつ、べいひ、ダフリカからまつ、サザンパイ ン、べいまつ及びホワイトサイプレス パイン	つが、アラスカイエローシダー、べにまつ、ラ ジアタパイン及びべいつが	もみ、とどまつ、えぞまつ、べいもみ、スプル ース、ロツジポールパイン、ポンドローサパイ ン、おうしゅうあかまつ、ジャック パイン及び ラワン	すぎ及びべいすぎ	基準強度(単位 一 平方ミリメートル につきニュートン)	積層方向	幅方向
							四・八	四・二	三・六

ただし、せん断面に幅はぎ未評価ラミナを含む構造用集成材・構造

ン、おうしゅうあかまつ及びラワン			
すぎ及びべいすぎ	二四・〇	一一・〇	二九・四

表五 構造用単板積層材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

(略)

表六 集成材のせん断の基準強度

樹種	いたやかえで、かば、ぶな、みずなら、けやき 及びアピトン	たも、しおじ及びにれ	ひのき、ひば、からまつ、あかまつ、くろまつ、べいひ、ダフリカからまつ、サザンパイ ン及びべいまつ	つが、アラスカイエローシダー、べにまつ、ラ ジアタパイン及びべいつが	もみ、とどまつ、えぞまつ、べいもみ、スプル ース、ロツジポールパイン、ポンドローサパイ ン、おうしゅうあかまつ及びラワン	すぎ及びべいすぎ	基準強度(単位 一 平方ミリメートル につきニュートン)
							四・八

用集成柱にあつては、表中の数値に○・六を乗じた数値とする。

表八 構造用単板積層材のせん断の基準強度

(略)

ロ 第一第二号ロ(㉔)に規定する集成材等のめりこみに対する基準強度 F_{cv} は、その樹種に応じてそれぞれ次の表の数値とする。

樹種	基準強度(単位 一 平方ミリメートル につきニュートン)
いたやかえで、かば、ぶな、みずなら、けやき、アピトン、たも、しおじ及びにれ	一〇・八
あかまつ、くろまつ、ダフリカからまつ、サザンパイン、べいまつ、 ホワイトサイプレス 、 パイ ン 及び ビラワン	九・〇
ひのき、ひば、からまつ及びべいひ	七・八
つが、アラスカイエローシダー、べにまつ、ラジアタパイン、べいつが、もみ、とどまつ、えぞまつ、べいもみ、スプルス、ロツジポールパイン、ポンデローサパイン、おうしゅうあかまつ、すぎ、 べいすぎ 及び ジャック パイ ン	六・〇

表七 構造用単板積層材のせん断の基準強度

(略)

ロ 第一第二号ロ(㉔)に規定する集成材等のめりこみに対する基準強度 F_{cv} は、その樹種に応じてそれぞれ次の表の数値とする。

樹種	基準強度(単位 一 平方ミリメートル につきニュートン)
いたやかえで、かば、ぶな、みずなら、けやき、アピトン、たも、しおじ及びにれ	一〇・八
あかまつ、くろまつ、ダフリカからまつ、サザンパイン、べいまつ及びビラワン	九・〇
ひのき、ひば、からまつ及びべいひ	七・八
つが、アラスカイエローシダー、べにまつ、ラジアタパイン、べいつが、もみ、とどまつ、えぞまつ、べいもみ、スプルス、ロツジポールパイン、ポンデローサパイン、おうしゅうあかまつ、すぎ、 及び べい すぎ	六・〇